

平成26・27年度の 後期高齢者医療制度の保険料率を改定します

高齢化の進展や医療の高度化などにより医療費は年々増加しています。
医療費に見合う保険料収入を確保し、制度の健全な運営を維持するため、平成26年4月1日から保険料率を改定します。ご理解いただきますようお願いいたします。

●平成26・27年度の保険料率（年額）

区 分	保 険 料 率	
	現 行 (平成24・25年度)	改定後 (平成26・27年度)
被保険者均等割額	41,704円	44,886円
所得割率※	8.12%	8.73%
年間保険料の上限額	55万円	57万円

※「所得割額」の計算方法…総所得金額等から基礎控除の33万円を差し引いた金額×上記の割合

保険料が軽減される場合

<所得の低い人の軽減>

- 世帯主と被保険者全員の所得が一定以下の人は、世帯の所得水準に合わせて、均等割額が「9割・8.5割・5割・2割」のいずれかの割合で軽減されます。
- 基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の人は、所得割額が5割軽減されます。

<職場の健康保険などの被扶養者であった方の軽減>

- 資格を得た日の前日に、職場の健康保険などの被扶養者であった人は、均等割額が9割軽減され、所得割額は免除されます。

保険料均等割額の軽減範囲が拡大されます。

■均等割額が2割軽減される人

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない人

《改正前》「基礎控除額（33万円）」＋「35万円×世帯の被保険者数」

《改正後》「基礎控除額（33万円）」＋「45万円×世帯の被保険者数」

■均等割額が5割軽減される人

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない人

《改正前》「基礎控除額（33万円）」＋「24.5万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）」

《改正後》「基礎控除額（33万円）」＋「24.5万円×世帯の被保険者数」

新しい保険料の額は、7月に郵便でお知らせします。

広域連合のホームページで保険料額の試算ができます。

保険料試算ページ：http://www.shigakouiki.jp/seido/seido_05-03.html

平成26年8月1日から使用する被保険者証は、
7月中に簡易書留でお届けします。
8月1日からは新しい被保険者証をお使いください。

お問い合わせ

県後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013 URL <http://www.shigakouiki.jp/>
市民部 保険課（近江庁舎） ☎52-6922 ☎52-8730